（行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用に関する経過措置）

第二十一条　機構の解散前に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の規定（同法第二条第二項に規定する法人文書の開示に係る部分に限る。）に基づき機構がした行為及び機構に対してされた行為は、機構の解散後は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定（同法第二条第二項に規定する行政文書の開示に係る部分に限る。）に基づき原子力規制委員会委員長（同法第十七条の規定により委任を受けた職員を含む。以下この条において同じ。）がした行為及び原子力規制委員会委員長に対してされた行為とみなす。

（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用に関する経過措置）

第二十二条　機構の解散前に独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）の規定（同法第二条第三項に規定する保有個人情報の開示、訂正（追加又は削除を含む。以下この条において同じ。）及び利用停止（利用の停止、消去又は提供の停止をいう。以下この条において同じ。）に係る部分に限る。）に基づき機構がした行為及び機構に対してされた行為は、機構の解散後は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）の規定（同法第二条第三項に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に係る部分に限る。）に基づき原子力規制委員会委員長（同法第四十六条の規定により委任を受けた職員を含む。以下この条において同じ。）がした行為及び原子力規制委員会委員長に対してされた行為とみなす。

（法附則第十六条第一項の政令で定める日）

第二十三条　法附則第十六条第一項の政令で定める日は、平成二十七年三月三十一日とする。

（特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十四条　法附則第十九条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成二十五年度の予算から適用し、平成二十四年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、法の施行の日（平成二十六年三月一日）から施行する。

（地方公共団体情報システム機構の設立に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部改正）

2　地方公共団体情報システム機構の設立に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十五年政令第三百六十六号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、国家公務員退職手当法施行令第九条の二に一号を加える改正規定中「百五十九」を「百六十」に改め、同令第九条の四に一号を加える改正規定中「百三」を「百四」に改める。

（独立行政法人日本万国博覧会記念機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部改正）

3　独立行政法人日本万国博覧会記念機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十六年政令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち国家公務員退職手当法施行令第九条の四に一号を加える改正規定中「百四」を「百五」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　田村　憲久
経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年二月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四十号

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第五十七条の二第二項（同法第五十七条の三第二項において準用する場合を含む。）及び第八十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の三第十項及び第二十九条の四の三第六項中「三十五万円」を「四十五万円」に改める。

第二十九条の七第三項第九号中「十四万円」を「十六万円」に改め、同条第四項第九号中「十二万円」を「十四万円」に改め、同条第五項第一号中「三十五万円」を「四十五万円」に改め、「（当該世帯主を除く。）」を削り、同項第三号ロ中「（当該世帯主を除く。）」を削り、同号ハ中「三十五万円」を「四十五万円」に改める。

附則第四条第三項第六号中「十四万円」を「十六万円」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この政令の施行の日前に行われた療養に係る高額療養費の支給については、なお従前の例による。

2　国民健康保険法施行令第二十九条の四の二第一項第一号に規定する基準日（同令第二十九条の四の四第二項の規定により基準日とみなされる日を含む。）がこの政令の施行の日前である場合における高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

3　この政令による改正後の国民健康保険法施行令第二十九条の七及び附則第四条の規定は、平成二十六年度以後の年度分の保険料について適用し、平成二十五年度分までの保険料については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣　安倍　晋三

防衛省の職員の配偶者同行休業に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年二月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四十一号

防衛省の職員の配偶者同行休業に関する政令

内閣は、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）第十一条において準用する同法第二条第四項、第四条第二項、第六条第二項、第八条及び第十条の規定に基づき、この政令を制定する。

（防衛省の職員の配偶者同行休業に関し政令で定める事項）

第一条　国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（以下「法」という。）第十一条において準用する法第二条第四項、第四条第二項、第六条第二項、第八条及び第十条に規定する政令で定める事項については、次条に定めるところによるほか、一般職に属する国家公務員について定められているこれらの事項の例による。

（配偶者同行休業をすることができない職員）

第二条　法第十一条において準用する法第二条第四項に規定する政令で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一　常時勤務することを要しない職員

二　任期を定めて任用された常勤の職員

三　臨時的に任用された職員

四　条件付採用期間中の職員（防衛大臣の定める職員を除く。）

五　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十四条の三第一項又は第四十五条第三項若しくは第四項の規定により引き続いて勤務することを命ぜられた職員

六　防衛大学校若しくは防衛医科大学校の学生（防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第十五条第一項又は第十六条第一項（第三号を除く。）の教育訓練を受けている者をいう。）又は陸上自衛隊高等工科学校の生徒（自衛隊法第二十五条第五項の教育訓練を受けている者をいう。）

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、法の施行の日（平成二十六年二月二十一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この政令の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間における第二条第六号の規定の適用については、同号中「第十六条第一項（第三号を除く。）」とあるのは、「第十六条第一項」とする。